

## 規制改革会議 重点事項推進委員会

### 雇用・就労分野 公開討論後記者会見録

日時：平成20年11月27日（木）20:00～20:17

場所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

○八田議長代理 それでは、どうもありがとうございました。お待たせしました。

皆さん、お聞きになったとおりでございます。3つ論点があります。第1は、現在のところ美容院や理容院における無資格者による業務がかなり横行している。これを正すためには、名札と資格証明を掲示するべきではないということを申し上げました。

それに対して、そのためには法律改正が必要だということで、資格を持っていない人について、「資格はありませんが修行をしています」ということを示す名札を通達で、付けさせている先例が既にあることを指摘しました。その上で、この場合も、そういう通達でできるはずでしょうということを申し上げました。

もう一つは、美容所と理容所について、美容師と理容師の両方とも資格を持っている人がいれば、届け出ることによって、美容所、理容所を両方とも同時にできるということにしてはどうかということを申し上げました。

これは、アメリカのユニセックスの美容院などはそういう形になっていますから、そういう形の美容院にしたらどうだろうかということです。実はそれは我々の見解では、法律上は、今でもそういう届出があったら受入れなければならないくて、それを断るとするのは法律的な根拠がないと考えています。

それに対して厚生労働省側は、それぞれの資格は別な法律体系で決められているのだから、美容院と理容院とは、別の場所でなければならないとおっしゃった。それに対して、こちらが、不動産業の例を挙げて、別の法律体系でも、同じ場所でやることは認められている例があるということを指摘しました。厚生省側は、それは恐らく、別の役所で管理されている法律だろうけれども、自分のところは同じ局でやっているのだから重複は認められないという議論であったので、それは戻って勉強してきてくださいということで終わりました。

3番目のカット師のことですが、私どもとしては、カット師という資格を新しくつくって、余り長期でない期間でとれるようにする、ただし衛生に関してはきちんと身につけさせる。そういう資格の人をつくるということが社会的に需要もあるし、若い人たちにとっても美容師さん、理容師さんに将来なっていくための道筋を開くのではないかと主張しました。それに対して、世の中には美容師さん、理容師さんが既に十分いるのだから、そこに更に新しい資格を持った人たちをつくる必要はないという御意見でした。

以上が要約ですが、何か御質問はございませんでしょうか。

○記者 お伺いしたいのは、例えば論点の2番と3番それぞれについて、重複届の容認ですとか、カット資格の新設とか、それぞれニーズがどのぐらいあるのかというアンケート調査とか何かありましたら、ちょっと教えていただきたいんです。

○八田議長代理 ニーズは統計的には調べておりません。私どもの考えとしては、ニーズがあるからこういうものをつくるのではなくて、そもそも規制は最小限にすべきだということです。しかし、実際問題として、最初にカット師というような資格を取れば非常に助かるということは、多くの現役の美容師さんたちが言っています。

田舎の人で、床屋さんの息子で、修行は都会に出て美容院でやった。戻ってうちを継ぎたい、そのために、理容の資格も取るという人は結構います。それは田舎の場合には、理容師さんの子どもが美容師さん、理容師さんになる例が多いからです。そういう例は私の知っているだけでも何人かいます。

だから、そういう需要というのは大きな都会よりはむしろ田舎にあるのではないかと思います。  
○記者 先ほどのカット師の件ですけれども、これは美容師とか理容師になる前段階の資格としてお考えなんでしょうか。それとも、結構最近 10 分間 1,000 円の短時間のカットサービスのお店が増えてきています。ああいうところでは、カットだけの専門店ですので顔そりもしないしパーマもしませんので、ああいうところで働けるような資格としてお考えなんでしょうか。

○八田議長代理 両方でしょう。カットだって、世の中には才能のある人がいて、人によって全然違うわけです。そうすると、キュービーハウスさんのように割と短時間でやるところで働きたい人もいるだろうし、数をこなすのも得意な人がいるだろうし、時間をかけてカリスマ美容師になって、雑誌に名前が出るというようなことをやりたい人もいると思います。その場合には、一つの途中の職業というよりは、それで究極になってしまうかもしれません。あるいはそこで才能があることがわかって、本当の美容師さんになるということもあるかもしれないと思うんです。いろんなコースが開けてくるのではないかと思います。

○記者 消費者目線で見ると、私も美容院に行っているんですけども、床屋さんに行ったときはかみそりを当ててもらっていたのがかみそりを当ててもらえないですね。そういう身近な例というのは、今回は公開討論会では出されていませんでしたけれども、そういうようなフルサービスみたいなものができればいいというイメージでこういう重複届出というのを出されたんですか。

○八田議長代理 それもありますけれども、基本的には美容師さんと理容師さんと両方とも混在したところがあっていいのではないかと最終的にはそう考えています。だけれども、それに対する抵抗がいろいろあるようなので、それでは少なくとも両方とも資格を持っているところで、特に田舎には何軒も要らないですから、1 軒でもって両方ともできて、家族みんなお母さんもお父さんもそこに行けるといふようなところからまず始めようということです。

それができないのなら、混在もあり得ないと思うんです。だけれども、今日おっしゃったのは、先ほどのニーズのお話とも関係があるんですけども、ある意味では、先ほど厚労省側は、そんなに両方ともニーズはないのではないかとというようなことを言っていたら、「両方とも資格持っている人がそんなにいないのではないか。だれか 1 人がいなくなってしまうら、結局は美容師さんか理容師さんのどちらかの資格だけを持っている人で埋めざるを得なくなって、それが両方の施業をやると問題ではないか」といふようなことでした。しかし、最初から混在を認めてしまい、その代わり、だれがどういう資格を持っているかということをも明記して、お客さ

んにもわかるようにするということができると思う。この混在の需要というのは物すごくあると思っています。それが今おっしゃったフルサービスということとも関係していると思います。

○記者 もう一つ、この理美容の業法とは別なんですけれども、市町村、県というレベルで、条例で洗髪台を設けなさいというのを各地でやっています。これは今回の議論とは別個かもしれないですけれども、それについてはどうお考えですか。

○八田議長代理 例えばカットだけやるところでも洗髪台を設けなさいというのは、髪を洗わないわけですから衛生の目的からは関係ないです。これは一種の需給調整だと思います。なるべく新しい人たちに業界に入ってきてほしくないということだろうと思います。

そういうものには規制を使うべきではなくて、例えばここでは公衆衛生のためだというならば、公衆衛生のために万全を期す対応をすべきだと思うんですが、そういう口実でもって実質的な参入規制をするというのはまずいと思います。

しかし、今日、申し上げたような美容、理容両方ともできるというようなことをつくるというのは、結構小さなところにも福音ではないかと思うんです。小さな田舎の美容師さんがそういうことをできるならば通信で理容師の勉強もしよう、そして両方ともできるようになるというのは助かると思うんです。

今、両方とも資格を持っている人は少ないとおっしゃるけれども、それは両方とも持ってもどちらかで働かざるを得ないという現状の法律があるからだと思います。

カット師のことも、もし割と早く勉強してカット師になれるならば、田舎の理容院や美容院もそういう人を雇って、カットに関してはケアもその人にやってもらう。そして美容師さんがパーマに特化するというような需要はあると思いますので、必ずしも既存の業界にマイナスだとは思わないです。結構プラスなのではないかと思います。

○記者 済みません、質問です。先ほどのカット師は今、実務研修みたいな形で、私の行っているところもそうですけれども、資格がなくても実質的にはレジだけではなくて、洗髪ぐらいまでされているんです。場合によっては簡単なカットもされているところはあるかと思うんですけれども、そういう未資格者が違法で髪を切るとかというのを防ぐためにもこういうのが必要だとお考えなんでしょうか。

○八田議長代理 その点はそう思っています。

○記者 そういうねらいもあるんですか。

○八田議長代理 ねらいがあります。それに対して、本当のことをいうと、みんな承知の上で資格がない人に、カットしてもらっているんです。それはどうしてかということ、結構うまいからなんです。だから、それはちゃんと公に認めたらいいだろう。でも、そういう人でも衛生に関する知識はきちっと身につけさせなければだめだ。だから、むしろ過大な資格要件を課すよりは、必要な資格、必要な内容に絞って教える、その代わりそれを持っているということはきちんとエンフォースするという仕組みが必要なのではないかと思います。

○記者 あと、もう一つ、今後の見通しは公開討論を終えて、今後はどういうふう展開されていく予定でしょうか。

○八田議長代理 基本的には公開討論の中身というのは、ウェブに載りますから、これは皆さんに判断していただくということです。基本的なルールとしては、今日のようにこの後、折衝でどうなるかわかりませんが、どこか折り合うところが出てくるかもしれません。しかし、折り合えないということだと、今度はそれぞれの大臣のところへ上がってきます。規制改革担当大臣がこれは取り上げるべきだとお考えになったら、そこで厚労大臣と折衝が行われるということになると思います。

非常に形式的に言うと、そこで折り合いがつかないと、官房長官がその後決めるというのが大体今までの例です。

だけれども、これは実は非常に政治的に難しい問題で、法律自体は議員立法なんです。だから、こういうことは私たちが思うには、カット師はどうしても新しい法律をつくらなければいけないから現状では難しいと思います。しかし、美容、理容を両方ともやる重複施設ということは、法律を正しく解釈すればそれでできてしまうと思うんですが、それにしても政治的に難しい要素はあるだろうと思います。ただし、ここで言っていることは、既存の業界の方にとっても随分有利なことだろうと思います。ほかに御質問はございますか。

それでは、記者会見を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上